

取扱注意

資料No.1	国民健康保険システム標準化 第2回検討会 (書面開催)
	令和5年11月20日

国民健康保険システム標準化

令和5年度標準仕様書改訂 第2回検討会 (書面開催)

令和5年11月20日

目次

1. 標準化検討におけるこれまでの実施内容
2. 帳票デザイン基本方針（案）について
3. 収滞納管理機能の実装類型見直し（案）について
4. その他修正（案）について
5. 今後の予定・ご依頼事項

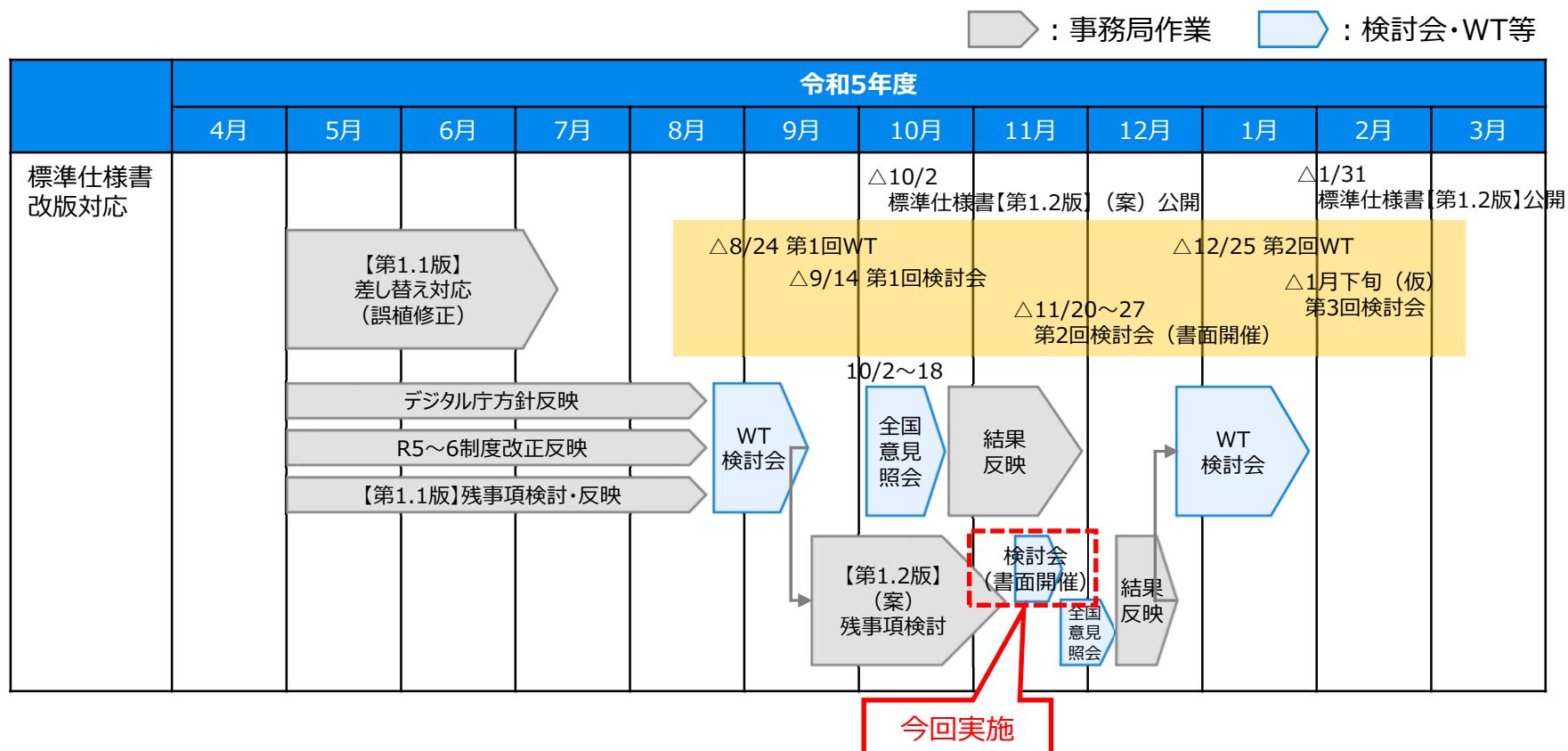
1. 標準化検討におけるこれまでの実施内容

令和6年1月に予定している、国民健康保険システム標準仕様書（以下「標準仕様書」という。）【第1.2版】の公開に向けて、令和5年度における改訂内容について令和5年5月より事務局にて検討を開始し、今年度対応が必要となる制度改正事項や、デジタル庁から展開された事項について標準仕様書へ反映した。

今年度の改訂内容を反映した標準仕様書について、令和5年8月24日に実施した第1回合同ワーキングチーム（以下「WT」という。）及び令和5年9月14日に実施した第1回検討会にて承認をいただいたことをうけ、標準仕様書【第1.2版】（案）を策定し、令和5年10月4日～18日の期間において全国意見照会を行ったところ。

上述の対応と合わせて、標準仕様書【第1.1版】策定時の残事項について、事務局にて今年度における対応方針を整理し、令和5年8月から9月に実施した検討会及びWTにて承認をいただいたことから、事務局にて標準仕様書への反映事項の整理を行った。また、標準仕様書【第1.1版】で規定した機能要件について事務局にて改めて精査し、修正（機能要件への補記等）が必要と考えられる事項について整理を行った。

事務局にて整理した内容について、標準仕様書【第1.2版】へ反映させるにあたり、今回の第2回検討会（書面開催）及び改めて全国意見照会を実施し、ご意見をいただきたいと考えている。



1. 標準化検討におけるこれまでの実施内容

標準仕様書【第1.2版】の公開に向けて、今回事務局にて対応した事項について、概要を以下に示す。

#	概要	対応方針
1	帳票のユニバーサルデザインについて	後期高齢支援システム標準仕様書【第1.1版】において、市町村において帳票のユニバーサルデザインについて検討する際の参考資料として、「帳票デザイン基本方針」が示された。 国保において、これまでの全国意見照会等において、帳票のユニバーサルデザインに関するご意見が寄せられていたことも踏まえ、 国保版「帳票デザイン基本方針」を作成し、標準仕様書【第1.2版】にて参考資料として公開する。
2	統合収滞納機能について	デジタル庁より統合収滞納管理機能の標準仕様が示されたことを踏まえ、 収滞納機能の実装類型等について必要な見直しを行う。
3	その他修正について	標準仕様書【第1.1版】で規定した機能要件について事務局にて改めて精査し、機能要件の内容を明確にするために補記が必要な箇所や、統合収滞納管理機能の標準仕様が示されたことによって不要となる機能要件等について整理を行う。

2. 帳票デザイン基本方針（案）について

（1）検討の経緯

第1回検討会
資料抜粋

課題

国保の標準仕様書において、帳票レイアウトは原則カスタマイズ不可としており標準仕様書に示すとおりに利用いただくこととしている。標準仕様書【第1.0版】の検討段階において、構成員より「ユニバーサルデザインを取り入れたレイアウトに改善してほしい」、といったご意見をいただいたものの、市区町村において国保単独でユニバーサルデザインに対応する状況は考えづらく、他業務の状況を踏まえて検討する必要があることから、令和5年3月に公開した標準仕様書【第1.1版】での対応を見送り、次版以降の対応に向けた検討・課題事項として整理している。

他業務の検討状況等を踏まえて、次版に向けて国保としての対応を検討する必要がある。

なお、全国意見照会で届いた帳票レイアウト改善に関するご意見について、改善要望の多い帳票の洗い出しを行い、約130の帳票について改善を図り、標準仕様書【第1.1版】に反映した。

ご意見（抜粋）

標準仕様書【第1.0版】の検討段階において、ユニバーサルデザインについていただいたご意見は以下のとおり。

■ 「市民向けの帳票は、ユニバーサルデザインを意識したものを採用している市町村が増えてきており、現時点での標準仕様書の帳票レイアウトがそのような観点で作られているのでなければ、レイアウト修正（市町村の独自性）を認めた方が良い。」
具体的な対応例としてあがった帳票は以下のとおり。

- ✓ 保険料決定通知書
- ✓ 簡易申告書
- ✓ 高額療養費支給申請書

また、帳票レイアウトの改善等についていただいたご意見は以下のとおり。

■ 「枠が小さいため、高齢者が記入することが難しい項目がある。「被保険者にとって大切な項目が小さくて見えづらい。」「統一性がない。」等の理由により、「ユーザを納得させることが難しい。」といったご意見をいただいた。

枠が小さい、統一性がない、と意見のあった帳票は、以下のとおり。

- ✓ 高額療養費支給申請書の医療機関所在地、医療機関名
- ✓ 外来年間合算計算結果連絡票及び高額介護合算計算結果連絡票の自己負担額証明書整理番号
- ✓ 医療費通知書（ハガキ）の医療機関名称等、受診者名
- ✓ 支給申請書類の振込先口座の記入欄が異なる。
(コードの記載有無。「銀行・信用金庫」等の印字有無。口座種別のタイトル不統一。)

2. 帳票デザイン基本方針（案）について

（1）検討の経緯

他業務の標準仕様書におけるユニバーサルデザインを採用した帳票レイアウトの検討については、税務や介護等の標準仕様書では示されていない状況の中、後期高齢支援システムの標準仕様書【第1.1版】の改版対応において、先行して検討が行われている。

第1回検討会
資料抜粋

後期における対応内容

後期に寄せられたユニバーサルデザインに関するご意見は以下の2点。

- ①帳票の文字フォントについてユニバーサルデザインフォントを使用しているため、それを許容してほしい。
- ②帳票のデザインについてユニバーサルデザインを採用しているため、それを継続して実現可能としてほしい。

①について、地方公共団体情報システムデータ要件・連携要件標準仕様書においては、氏名等以外のフォントは任意とされていることから、ユニバーサルデザインフォントを使用することも可能である旨、後期の標準仕様書【第1.1版】に追記。

なお、後期の検討においては、【第1.0版】のデータ要件を参考に進めたため、以下の記載となっているが、その後【第2.0版】が公開され、MJ文字图形の対応方針が示された。

【後期標準仕様書【第1.1版】より抜粋】

帳票へ印字する文字のフォントについては、氏名等の印字については、デジタル庁において IPAmj 明朝フォントを使用することが規定されているが、その他の文言を印字する際には使用するフォントや大きさが規定されているわけではないため、レイアウトの改変を伴わない範囲でベンダによる実装の創意工夫の範囲とする。また、同様に外部印刷業者に委託する場合においては標準準拠システムのアプリケーションにおける改修の範囲外の要件となるためその実施を妨げるものではない。

【地方公共団体情報システムデータ要件・連携要件標準仕様書【第2.0版】より抜粋】

文字フォントについては、以下の字形を参考に、各システムで必要とされる文字フォントを用意し、実装することとする。

- ・ MJ文字については、一般社団法人文字情報技術促進協議会が定めたMJ文字图形を参考とする。
- ・ 初期整備の対象となる、MJを除くMJ+の文字については、デジタル庁が作成したMJ+文字图形を参考とする。

氏名等の文字フォントについてはMJ+又はJIS X 0213：2012の字形を参考に作成された文字フォントを使用し、それ以外の文字フォントについては任意とする。

②については、ユニバーサルデザインを採用した帳票を外部委託する場合の帳票デザイン検討の負荷の削減等のために、一定のデザインや考え方を示した帳票デザイン基本方針を作成し公開された。

また、最も住民に対して多く通知され、かつ、通知内容が多いもの（わかりやすさが求められるもの）である、以下帳票をユニバーサルデザイン対応した帳票サンプルを示された。

【帳票ID：0250003】保険料額決定通知書 兼 納入通知書 兼 特別徴収開始通知書

保険料額決定（変更）通知書 兼 納入通知書 兼 特別徴収額変更通知書、特別徴収中止通知書

※ システム出力する場合は、標準仕様書の帳票レイアウトのとおりとし、外部印刷時にユニバーサルデザイン対応した帳票サンプルのレイアウトを適用することや、その他のデザインを採用することを可とした。

2. 帳票デザイン基本方針（案）について

（1）検討の経緯

第1回検討会
資料抜粋

後期における課題

後期における検討過程において寄せられたご意見のうち、対応が難しい等の理由により、帳票デザイン基本方針及び帳票サンプルへの反映を見送った課題は以下のとおり。

#	対象ドキュメント	意見内容	対応内容
1	帳票デザイン 基本方針	タイトルや見出し、重要文章への多言語表記は方針付けないのか。	多言語表記については <u>各自治体によりニーズが異なることもあります、方針付けはしない。</u>
2		他の帳票の対応は行わないのか。	ユニバーサルデザインを考慮したいとご要望のあった帳票が納付書やA4帳票などいずれも <u>サイズと詰め込みたい情報が相反するものが多く追加での検討は困難と判断し対応は行わない。</u>
3	帳票サンプル	決定通知の内容が左右2ページに分かれていてわかりにくい。	文字サイズや印字位置を再検討したが、 <u>読みやすい文字サイズを意識した場合、1ページに収めるのが困難と判断。</u> ただし、次ページに誘導するような説明文を1ページ目に入れること等の対策を行った。
4		ルビが多くすぎて見づらい。年配の方には小さくて見づらいため、難解なものにとどめるべきではないか。	ルビについてはデザイン方針で示しているが、 <u>自治体により考え方があることが想定されるためルビを振ることを強制はしない。</u> なお、参考として提供する帳票デザインは現在のルビの考え方のまととする。
5		ユニバーサルデザイン帳票と通常のレイアウト帳票がかけ離れたデザインになった場合、印刷業者引き渡し後、個別再印刷の必要性が出た場合に、デザインの差異があるとかえて住民にとってわかりづらくなることが懸念される。	<u>システム出力としている帳票レイアウトに今回の検討要素を反映したデザインとして見直しした。</u> （なお、アイキャッチなど一般的に帳票ソフトで表現しづらいと考えられるものは要素として排除した）これにより、差異を最小化することとした。 <u>ただし、A4縦の帳票は情報を詰め込んでコンパクトにすることを目的としている関係で相反する関係となるため見直し対象外</u> としている。（A3を使用するかA4を使用するかは自治体の判断となる）

2. 帳票デザイン基本方針（案）について

（1）検討の経緯

第1回検討会
資料抜粋

方針（結論）

- 前頁までの状況を踏まえ、国保におけるユニバーサルデザインの対応方針を検討するにあたり、事務局としては以下の事項を考慮している。

- ① 標準仕様書【第1.0版】及び【第1.1版】の検討や全国意見照会において生じた、帳票に対する改善要望については、一部対応しきれなかったご意見はあるものの、多くのご意見を反映して標準仕様書【第1.1版】を公開している。
- ② ユニバーサルデザインの対象帳票としてあげられている保険料決定通知書や簡易申告書、高額療養費支給申請書等、通知書・申請書類の帳票は、国保以外でも存在する帳票であり、税務や介護等の標準仕様書においてユニバーサルデザインを採用したレイアウトが示されていない状況を踏まえると、国保のみユニバーサルデザインへ対応することは適切ではないと考える。
- ③ 後期と同様の課題（※）が生じると想定されるため、仮に国保で検討を進めた場合においても、「帳票デザインの基本方針」及び「帳票サンプルのお示し」までの対応になることが予想される。

(※) 後期と同様に想定される課題：
 - ✓ 対象帳票の情報量と用紙サイズの制限により、改善には限りがある。
 - ✓ ユニバーサルデザイン対応した帳票とシステム印字する帳票レイアウト（標準仕様書 別紙4）が異なる場合、再印刷時にわかりにくくなる。
- ④ 標準仕様書【第1.1版】を基に、令和7年度に向けて既にベンダが開発着手している状況である。

- 上記の状況を踏まえ、国保においてはデジタル庁から文字要件が示されていることを踏まえ、ユニバーサルデザインフォントについてあえて標準仕様書にて言及することはせず、また、他業務や既に公開した帳票レイアウトで開発を進めるベンダへの影響を鑑み、改めてユニバーサルデザインに対応した帳票レイアウトを示すことはしない。

但し、後期において検討された帳票デザイン基本方針（【資料No.2別紙2】（参考資料）帳票ユニバーサルデザイン対応－帳票デザイン基本方針書－）については、いくつかの自治体が公開しているガイドラインを参考にすると共に、全国意見照会結果を踏まえて検討を行っているため市区町村の意見が収集されていること、かつユニバーサルデザインの基本的な考え方であり、国保でも同様に適用可能であると考えていること、またWTにおいても特段の反対意見はなかったことから、国保標準仕様書においても、本資料と同等の内容を参考の位置づけとしてお示しすることとする。

2. 帳票デザイン基本方針（案）について

（2）帳票デザイン基本方針（案）作成方針

前述の検討の経緯を踏まえ、事務局において、後期で示された「帳票デザイン基本方針」を改変する形式で、国保版「帳票デザイン基本方針（案）」を作成している。

資料のイメージと、作成時の留意点（赤色吹き出し部分）について、以下に示す。

• 【資料No.2-1】参考資料 帳票デザイン基本方針書（案）

The screenshot shows the 'Basic Guidelines for Document Design' document. On the left, there is a large redacted area. On the right, the 'Font' section (2.4 フォントについて) is shown, which includes information about BIZ UDPゴシック and BIZ UDゴシック fonts, their creators (Moriyawa Co., Ltd.), and usage examples. A redacted page is indicated by a dashed border.

削除

• 【資料No.2-2】参考資料 帳票デザイン基本方針書（案）（見え消し版）

The screenshot shows the 'Basic Guidelines for Document Design' document with redacted sections. Three specific areas are highlighted with red boxes and arrows pointing to them:

- Left panel: '後期で示された「帳票デザイン基本方針」から変更した箇所を見え消しで示している。' (Changes made to the 'Basic Guidelines for Document Design' shown in the later period are redacted.)
- Middle panel: '後期においては帳票レイアウトのサンプルを示しているが、国保では示さない方針としたため、帳票レイアウトを示すことを前提とした表記について修正している。' (In the later period, sample layouts are shown for account statements, but since the National Health Insurance does not show them, the expression regarding layout samples has been modified.)
- Right panel: '帳票レイアウトのサンプルについて説明している頁は削除している。' (The page explaining the account statement layout sample has been deleted.)

The right panel also shows the '4.1 ルールを整理し、情報を探しやすく/理解しやすくする' section, which includes a note about layout principles and sample account statement layouts.

3. 収滞納管理機能の実装類型見直し（案）について

（1）検討の経緯

第1回検討会
資料抜粋

課題

収納、滞納に係る要件については、国保システム標準化検討会・WTの議論のなかで、税務システムの要件と整合性を図る方針となつたことから、税務システム標準仕様書で示された要件を取り入れた上で、令和5年3月末に国保標準仕様書【第1.1版】を公開したところ。

一方で、同じく令和5年3月末にデジタル庁より公開された共通機能標準仕様書【第2.0版】において、統合収滞納管理機能に係る要件が示された。（当該仕様書の統合収滞納管理機能に関する記載部分を抜粋したものについて、「【別添②】地方公共団体情報システム共通機能標準仕様書【第2.0版】（抜粋）」に示す。）なお、統合収滞納管理機能の要件は、税務システム標準仕様書等の要件を基に作成されている。

■ 2.6.2. 統合収納管理機能・統合滞納管理機能の位置づけ

統合収滞納管理機能は、共通機能の標準として、各賦課業務の収納管理機能及び滞納管理機能（以下「個別収滞納管理機能」という。）の実装必須機能と実装不可機能を集約したものを機能要件として定める。そのため、共通機能として統合収滞納管理機能を実装する場合には、個別収滞納管理機能を実装せず、当該統合収滞納管理機能をもって個別収滞納管理機能とみなすことができる。

地方公共団体情報システム共通機能標準仕様書【第2.0版】55ページより抜粋

統合収滞納機能と国保標準仕様書の収滞納機能の要件を比較したところ、税務システム標準仕様書において公開前にオプション機能へ見直されたもの等で実装類型に差異が生じていたため、最新の統合収滞納管理機能を踏まえたうえで見直しが必要である。
見直しにあたっては、上記に加え、国保の標準仕様書として必要な収滞納機能を改めて整理する必要があると考え、現在の要件に対し、実装方針や要件としての過不足等に対する認識について、ベンダ構成員の皆さまから事前にご意見を伺った。

3. 収滞納管理機能の実装類型見直し（案）について

（1）検討の経緯

第1回検討会
資料抜粋

事務局における対応

国保標準仕様書における収滞納管理機能の規定方針を検討するにあたり、収滞納管理機能に関する下記の事項について、国保システム標準化検討会のベンダ構成員8社（※）に対しヒアリングを行った。ヒアリングの内容と結果を以下に示す。

#	分類	ヒアリング内容	ヒアリング結果
1	標準準拠対応における今後の開発予定について	国保システムの 収納管理機能 について、準拠対応における開発予定はありますか。 (はい / いいえ / その他)	はい：3, いいえ：5, その他：0 【コメント（いいえ）】 <ul style="list-style-type: none">統合収滞納システムを作成する予定です。
2		国保システムの 滞納管理機能 について、準拠対応における開発予定はありますか。 (はい / いいえ / その他)	はい：1, いいえ：7, その他：0 【コメント（いいえ）】 <ul style="list-style-type: none">統合収滞納システムを作成する予定です。他社が開発する滞納管理システムを各ユーザ様へ提供する予定です。
3	国保標準仕様書【第1.1版】における収滞納管理機能の過不足について	国保標準仕様書【第1.1版】に規定された 収納管理機能 について、過不足はありますか。 (過剰 / 過不足なし / 不足 / その他)	過剰：5, 過不足なし：1, 不足：0, その他：2 【コメント（過剰）】 <ul style="list-style-type: none">税の収納要件で標準オプションへ緩和された要件等について、国保側では必須となっているものがあり、アンマッチが発生している状況です。 【コメント（その他）】 <ul style="list-style-type: none">総合収滞納機能として対応するが、「過剰な機能要件」の過剰の定義が必要と考えます。収納管理機能として、更正届出年月日の管理が過剰と考えます。クレジットカード納付の運用については、納付書発行情報を利用した都度払いの運用を想定されていると認識していますが、その場合、「クレジットカード納付の申込者・契約者情報の管理（設定・保持・修正）」の要件は過剰と考えます。
4		国保標準仕様書【第1.1版】に規定された 滞納管理機能 について、過不足はありますか。 (過剰 / 過不足なし / 不足 / その他)	過剰：4, 過不足なし：2, 不足：0, その他：1（※無回答：1） 【コメント（過剰）】 <ul style="list-style-type: none">税の収納要件で標準オプションへ緩和された要件等について、国保側では必須となっているものがあり、アンマッチが発生している状況です。 【コメント（その他）】 <ul style="list-style-type: none">総合収滞納機能として対応するが、「過剰な機能要件」の過剰の定義が必要と考えます。
5	国保標準仕様書における収滞納管理機能に関する要件の今後の取扱いについて	国保標準仕様書の次回の改版において、収滞納管理機能の規定を見直す場合、どのパターンが望ましいと考えます。 【パターン①】 収滞納管理機能のうち、国保において過剰と考えられる実装必須機能について、標準オプション機能に見直す。 【パターン②】 収滞納管理機能のうち、実装必須機能を一律標準オプション機能に見直す。 【パターン③】 実装類型は変更せず、本紙に統合収滞納管理機能に関する記載を追加する。 【パターン④】 その他（自由記述）	パターン①：4, パターン②：0, パターン③：2, パターン④：2 【コメント（パターン①）】 <ul style="list-style-type: none">統合収滞納システムと差異のある要件については、全て過剰であるという認識ですので、対象の要件についてはオプション機能として見直す良いのではないかと考えております。統合収滞納の機能要件については、国保、統合収滞納の両方に要件を規定する場合は、紐づけされた情報が必要と考えます。なお、紐づけされた情報は、統合収滞納側の標準仕様書に明記される事が望ましいです。 【コメント（パターン④）】 <ul style="list-style-type: none">収滞納管理機能のうち、国保において過剰と考えられる実装必須機能について、標準オプション機能に見直していたり、本紙に統合収滞納管理機能を導入した場合、標準要件を満たす整理出来る旨の記載を追記する。当社が国保システムを導入している団体においては、主に中核市以上の規模の団体を中心に収滞納管理を国保単独で行っており、統合収滞納管理を望まない団体も多い状況です。収滞納管理機能を含む国保システムのニーズがあることから、国保標準仕様書として収滞納管理機能の見直しは不要と考えます。

（※）ベンダ構成員8社のうち7社より回答を得た。そのうち1社については中核市以上・一般市以下の2パターンについて回答いただいたため、母数は8社となっている。

3. 収滞納管理機能の実装類型見直し（案）について

（1）検討の経緯

第1回検討会
資料抜粋

方針（結論）

ベンダ構成員に対するヒアリング結果の概要は以下のとおり。

- 国保システムの標準準拠対応における収納管理機能、滞納管理機能の開発予定について各ベンダへヒアリングしたところ、いずれも開発予定無しと回答したベンダが過半数を占めた。
- また、国保標準仕様書【第1.1版】における収滞納管理機能の過不足についてヒアリングしたところ、「その他」として自由記述による回答もあったが、自由記述の内容も考慮すると、「過剰」との意見が多数であった。
- さらに、国保標準仕様書における収滞納管理機能の規定について見直しを行う際に望ましい対応方針についてヒアリングしたところ、最も意見が多かったのは「収滞納管理機能のうち、国保において過剰と考えられる実装必須機能について、標準オプション機能に見直す」（4/8社）であった。次いで、「実装類型は変更せず、本紙に統合収滞納管理機能に関する記載を追加する。」（2/8社）、前述した2パターンどちらも対応するとの回答が1社であった。
- 一方で、「主に中核市以上の規模の団体を中心に、収滞納管理を国保単独で行っており、統合収滞納管理を望まない団体も多いことから、国保標準仕様書として収滞納管理機能の見直しは不要と考える」といった意見も1社から得た。（ただし、当該ベンダは国保システムの収滞納管理機能について、開発予定無しと回答している。）

上記のヒアリング結果を踏まえ、国保において過剰となる実装必須機能（※）について整理したうえで、実装類型を標準オプション機能に見直しを行うこととする。

また、標準仕様書本紙に統合収滞納管理機能に関して以下の記載を追加することとする。

標準仕様書【第1.2版】（案）本紙「第1章3.（2）対象範囲」

統合収滞納管理機能（全庁的に行う収納管理及び滞納管理を行うための機能をいう。）と、個別収滞納管理機能（本仕様書において規定している収納管理及び滞納管理を実現するための機能をいう。）との関係については、共通機能標準仕様書に示された通りであり、統合収滞納管理機能を利用する場合には、本仕様書に規定する個別収滞納管理機能の必須機能が実装されていなくても、本仕様書に準拠しているものとみなす。

なお、複数の機能を標準オプション機能に変更することが想定されるため、実装類型の変更案について10月末から11月上旬にかけて全国意見照会を行い、国保標準仕様書【第1.2版】（案）へ反映することとする。

（※）標準仕様書【第1.1版】の収滞納管理機能で定めた「実装必須機能」について、事務局にて、現行の標準システムにおける運用を参考に、国保において過剰と考えられる機能を整理し、「標準オプション機能」へ見直す候補として構成員確認及び全国意見照会を行った後、検討会・WTへお諮りする想定。なお、他にも構成員から「過剰」との意見が挙がった機能があった場合は、その機能についても同様に見直す想定。

3. 収滞納管理機能の実装類型見直し（案）について

（2）収滞納管理機能の実装類型見直し

前述の検討の経緯を踏まえ、事務局にて下記の要領で実装類型見直し候補の実装必須機能を整理した。整理した際の観点とその結果について、以下に示す。

観点①

国保標準仕様書【第1.1版】で示した実装必須機能について、税務システム標準仕様書【第3.0版】での規定状況を確認し、実装類型が異なるものを見直し対象候補とする。

観点① 確認結果

確認の結果、資料No.3に示す計28件（収納管理：8件、滞納管理：20件）の機能要件について、見直し対象候補とした。

観点②

第1回検討会資料（本資料12頁（※））にて示した方針（「現行の標準システムにおける運用を参考に、国保において過剰と考えられる機能を整理」する）に基づき、下記2点を満たす機能要件について、見直し対象候補とする。

- a. 税務システム標準仕様書【第3.0版】で規定された実装必須機能のうち、市町村事務処理標準システムが有さないもの
- b. 国保業務においては実装していくても特段の支障は生じないと考えられるもの

観点② 確認結果

上記の観点に示した「a.」の条件に該当する機能要件は複数あったものの、税務システム標準仕様書【第3.0版】にて示されている「要件の考え方・経緯」の内容や、事務処理上の利便性等を考慮して検討した結果、いずれも実装が望ましいものとして整理した。（観点②に該当する機能要件は0件と整理した。）

整理した結果を「【資料No.3】国保標準仕様書【第1.1版】_収滞納管理機能の実装類型見直し対象（案）」に示す。

4. その他修正（案）について

標準仕様書【第1.1版】で規定した機能要件について、事務局にて改めて内容を精査したところ、下記の観点で修正（機能要件への補記等）が必要と考える箇所を整理した。

【修正箇所の確認観点】

- ・ 他の機能要件の内容と整合性が取れていないため、修正が必要なもの
- ・ 標準仕様書【第1.1版】にかけて、機能要件を「～できること」の単位で1機能とした（細分化した）ことにより、機能要件の内容が不明瞭になっており、補記が必要なもの
- ・ 地方公共団体情報システム共通機能標準仕様書において、統合収滞納管理機能の標準仕様が示されたことにより、機能要件の追加・変更・削除が必要なもの

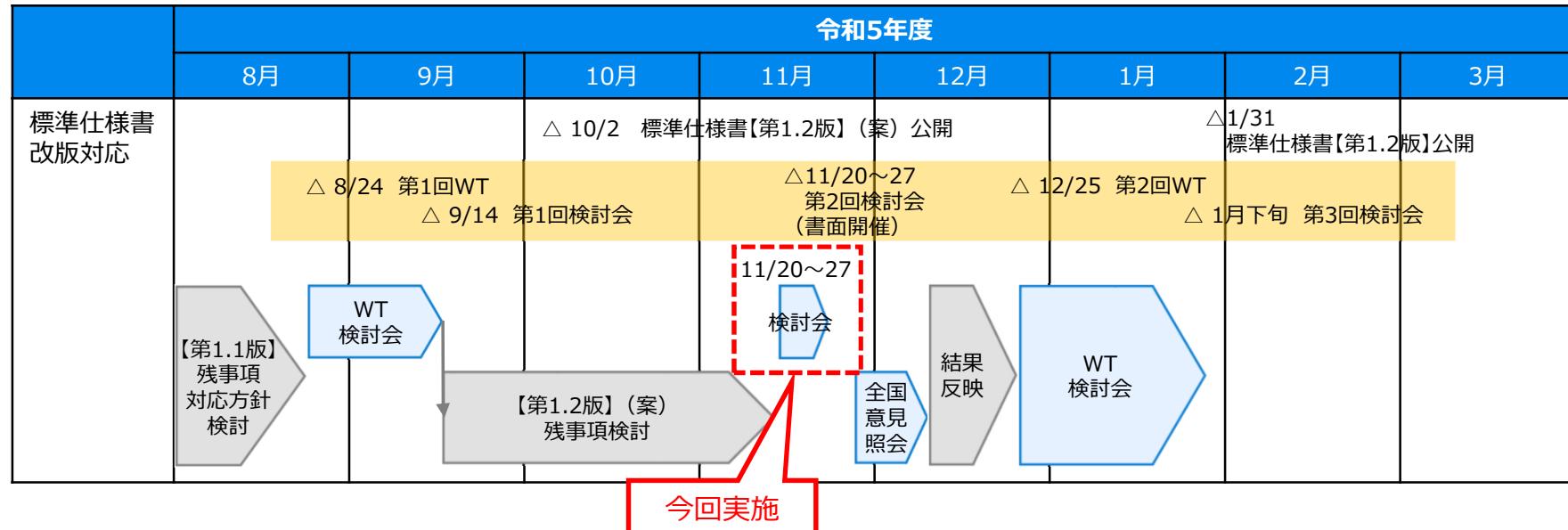
整理した結果を「[資料No.4]国保標準仕様書【第1.1版】 その他修正（案）」に示す。

5. 今後の予定・ご依頼事項

(1) 今後の予定

本資料でお示した標準仕様書【第1.1版】における2点の残事項への対応方針（案）について、検討会構成員にてご確認いただいた後、全国意見照会を実施したいと考えている。

現時点で予定しているスケジュールを以下に示す。



(2) ご依頼事項

事務局にて整理した内容について、ご確認いただきたい。検討会構成員へのご依頼事項を以下に示す。

なお、確認結果・ご意見については「国保_令和5年度標準仕様書改訂第2回検討会（書面開催）方針等確認結果報告書」へ記入いただきたい。

#	概要	ご依頼事項	期間
1	残事項への対応方針（案）の確認	本検討会資料「[資料No.1]第2回検討会（書面開催）」で示した、3点の事項に対する対応方針（案）について、疑義がないかご確認いただき、右記の期間内に確認結果を事務局へ提出いただきたい。	令和5年11月20日～令和5年11月27日

なお、いただいたご意見については、11月下旬に実施予定の全国意見照会にていただいたご意見と合わせて、対応を予定している。